

令和2年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第2号

令和2年9月3日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	飯田正憲君
副議長	13番	石田安夫君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	12番	畑岡洋二君
	14番	藤枝浩君
	15番	西山猛君
	16番	石松俊雄君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

20番 小蘭江一三君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 今泉寛君

市長公室長	中村公彦君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	小田野恭子君
消防長	堂川直紀君
会計管理者	島田茂君
笠間支所長	岡野洋子君
岩間支所長	伊勢山裕君
監査委員事務局長	飯田由一君

---

出席議会事務局職員

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

---

議事日程第2号

令和2年9月3日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第1号 令和元年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和元年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和元年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和元年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
- 認定第6号 令和元年度笠間・水戸環境組合一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第3 議案第60号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 道の駅かさまの設置及び管理に関する条例について
- 議案第62号 笠間市地方創生拠点整備基金条例について
- 議案第63号 工事請負契約の締結について（道の駅建設工事）
- 議案第64号 財産処分について
- 議案第65号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第66号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和2年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第72号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第1号 令和元年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和元年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和元年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和元年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
- 認定第6号 令和元年度笠間・水戸環境組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第60号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 道の駅かさまの設置及び管理に関する条例について
- 議案第62号 笠間市地方創世拠点整備基金条例について
- 議案第63号 工事請負契約の締結について（道の駅建設工事）
- 議案第64号 財産処分について
- 議案第65号 令和2年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第66号 令和2年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議案第67号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第68号 令和2年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第69号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第70号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第71号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）  
議案第72号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第73号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第74号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 

午前10時00分開議

### 開議の宣告

○議長（飯田正憲君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は、17番大貫千尋君、20番小菌江一三君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりでございます。

---

### 議事日程の報告

○議長（飯田正憲君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第2号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（飯田正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番内桶克之君、4番田村幸子君を指名いたします。

---

認定第1号 令和元年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 2 号 令和元年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 令和元年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 令和元年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第 5 号 令和元年度笠間市公共下水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 令和元年度笠間・水戸環境組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（飯田正憲君） 日程第 2、認定第 1 号 令和元年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第 6 号 令和元年度笠間・水戸環境組合一般会計歳入歳出決算認定についてまでの 6 件を一括議題といたします。

ただいま大貫議員が着座いたしました。

議案の説明は既に終了しております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第 1 号ないし認定第 6 号については、委員会条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、9 名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、さらに会議規則第 37 条第 1 項の規定により、特別委員会に付託し審査をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

さらにお諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、1 番坂本奈央子君、2 番安見貴志君、4 番田村幸子君、5 番益子康子君、6 番中野英一君、7 番林田美代子君、9 番村上寿之君、12 番畑岡洋二君、13 番石田安夫君、以上 9 名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（飯田正憲君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 9 名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

議案第 60 号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 61 号 道の駅かさまの設置及び管理に関する条例について

議案第 62 号 笠間市地方創生拠点整備基金条例について

議案第 63 号 工事請負契約の締結について（道の駅建設工事）

議案第 64 号 財産処分について

議案第 65 号 令和 2 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 66 号 令和 2 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第67号 令和2年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第68号 令和2年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第69号 令和2年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第70号 令和2年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第71号 令和2年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）  
議案第72号 令和2年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第73号 令和2年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第74号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（飯田正憲君） 日程第3、議案第60号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ないし議案第74号 令和2年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）までの15件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

暑い方は上着を脱いで結構でございます。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、通告に従い発言を許可いたします。

なお、質疑は3回までとなります。複数の議案に質疑がある場合は、1議案ごとに質疑を終結させてから次に移ってください。

それでは、10番石井 栄君の発言を許可いたします。

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、ただいまから議案の質疑を行います。

議案の質疑は、議案第61号と議案第63号の2件であります。議案第61号から質疑をさせていただきます。

議案第61号 道の駅かさまの設置及び管理に関する条例について。

①第6条には、第3条に規定する施設の一部を借受け、飲食物等の販売を使用等するのは、市長との間において賃貸借契約をしなければならないとなっている。賃料の額規定は、どのような内容になっているのでしょうか。

②第10条には、市長は特別の理由があると認めるときは、規則に定めるところにより使用料を減額し、または免除することができるがあるが、減額となるのはどのような場合か。免除となるのはどのような場合でしょうか。

③上記の規則とは、どのような内容でしょうか。

④道の駅の管理に係る費用は、年額幾らと見込まれるか。光熱水費、人件費などその内訳は、収入はどの程度を見込むのか。収支のバランスはどのようななる見込みか。

⑤公共施設には、図書館、学校、公民館などがあるが、道の駅かさまはどのような位置

づけでしょうか。

この五つについて、1回目の質疑といたします。お願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 10番石井議員の質問にお答えいたします。

まず、①の第6条で規定により貸付けする施設でございますが、飲食施設、直売所、物販施設、笠間のPR販売施設、店舗となっておりますが、レストランにつきましては、平米当たり2,000円で売上げの4%が歩合となりまして、フードコートエリアにつきましては、平米当たり2,000円、売上げの8%が歩合として賃料となります。それ以外の施設につきましては、各テナント出店者と笠間市及び第三セクターの三者で合意書を結ぶための交渉に影響が出る可能性があるため、答弁を控えさせていただきます。

②の第10条で規定している減額及び免除につきましては、笠間市の使用料及び手数料の見直しに関する基本方針を判断基準として条例規則で定めておりますが、減額となるのは、営利を目的としない事業や団体などの公益的な活動による場合になります。また、免除となるのは、国や地方公共団体が主催及び共催となって行う事業等のために使用する場合となります。

次に、③の上記の規則はどのような内容かということでございますが、道の駅かさまの設置及び管理に関する条例、施行規則につきましては、条例の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。内容といたしましては、使用許可の申請、使用料の減免、指定管理者による管理、その他各種必要な様式を定めております。

次に、④の道の駅の管理に係る費用ということでございますが、管理、運営に関わる費用といたしましては、年額約6,000万円が見込まれます。内訳といたしましては、人件費が約2,500万円、水道光熱費、清掃点検等の維持管理費が約2,000万円、イベント費用等その他の経費が約1,500万円の想定をしておりますが、今後の運営の中で変動が見込まれると考えられます。

収入に関しましては、全体で年間約6,500万円を見込んでおります。内訳といたしましては、賃貸借契約によるテナント料約5,800万円、イベント等の第三セクター独自事業として約700万円を見込んでおりまして、収支としましては、黒字経営になるよう努力をしております。

続きまして、⑤の公共施設はどのような位置づけかということでございますが、道の駅かさまは、道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報の発信等により市民と来訪者との交流を促進、農産物等の地場産品の販売による地域産業の振興を設置の目的とした施設でありまして、農業所得向上やゲートウェイ機能により、地域の文化や経済などの活性化に寄与する施設であります。また、重点道の駅として、インバウンドに対応した新たなシステム導入による観光拠点の形成や、市と協定を締結した大学との連携による子育て支援及び商品開発やPRによる農業振興の強化を図る施設でもあります。

以上でございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） それで結構でございます。

次の議案に移ります。よろしいでしょうか。

議案第63号 工事請負契約の締結について。

①今回の工事請負契約13億4,200万円で行う建設工事内容とその内訳についてお伺いします。

②今までに支出した費用はどのような工事に幾らかかっていたのか。

③今回の工事請負契約の後に追加の工事請負契約を予定しているのか、いないのか。予定しているとすれば、どのような項目で予定額は幾らを予定しているのか。

④道の駅建設工事に要する費用総額の見込みは幾らでしょうか。

⑤費用総額の中で国、県による負担額はそれぞれ何の名目で幾らになりますか。

⑥工事に係る費用のうち、市が起債する予定の合併特例債は幾らか。市が起債した合併特例債のうち、市が返済する額は幾らになるか。

⑦合併特例債の市の返済額を含めて、工事総額に占める市の負担額は幾らになるでしょうか。

以上7点お願いします。

○議長（飯田正憲君） 産業経済部長古谷茂則君。

○産業経済部長（古谷茂則君） 10番石井議員の質問にお答えいたします。

まず、①の今回の工事請負契約13億4,200万円の内訳ということでございますが、今回の建設工事の内容につきましては、直売所、半屋外となる多目的広場、飲食施設、トイレなどの本棟施設の建築工事でございます。内訳といたしましては、建築工事、機械設備工事、電気設備工事の項目で区分しております。建築工事は、基礎工事、内外装工事等となります。機械設備工事は、給排水設備、空調機械等となります。電気設備工事につきましては、高圧引込み設備、放送設備、照明等が主要な工事となっております。

続きまして、②の今までに支出した費用ということでございますが、これまでに発注した工事といたしましては、盛土造成工事、区域内地下排水工事、用水路付け替え工事、区域外からの流入してくる雨水等を迂回するための排水路工事でございます。工事費につきましては、発注済みの工事も含めまして約3億円となっております。

③の今回の工事請負契約の後の追加はどのくらいかということでございますが、今回の工事請負契約後に予定している契約といたしましては、駐車場と外構整備、照明等設備、調整池整備、道路標識等の工事を予定しておりまして、約3億円の整備費を予定しております。

続きまして、④の道の駅建設工事に要する総費用額ということでございますが、茨城県と笠間市が一体で行う整備費の総額は約29億円を見込んでおります。

⑤の費用総額の中で、国、県による負担額はそれぞれ何の名目で幾らかということですが、令和2年度までに交付決定がありました補助金といたしましては、直売所等が対象となる農林水産省の農山漁村振興交付金につきましては、補助額1億1,504万8,000円となっております。また、笠間市が重点道の駅に選定されたことで、国土交通省の社会資本整備総合交付金において、交付率が事業費の50%から55%に優遇されまして、市においては3,850万円の補助を受けておりまして、県においては、交付金を活用し県事業として駐車場の一部と国道355号の整備事業を約1億2,000万円で行っております。さらに、令和元年度から本市が積極的に内閣府に要望を行ってまいりました情報発信及び飲食ブースが入る本棟を対象に、本交付金要望を数度にわたり行った結果、内閣府の地方創生拠点整備交付金を基金事業という形で採択できました。これは、通常の道の駅としては、数少ない事業でございます。交付決定された補助額3億7,666万1,000円が基金事業として2年間の財源を確保できたことにより、笠間市は大幅に負担軽減されております。

今後も額は未定であります。国、県での整備や補助などが見込まれるものと考えておりますので、積極的な要望等を引き続き行ってまいります。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 10番石井議員の質問にお答えをいたします。

⑥の工事に係る費用のうち、市が起債する合併特例債は幾らか、そして、合併特例債のうち市が返済する額は幾らかとの御質問でございますが、総事業費のうち、工事費にしましては、現行予算では約21億3,000万円でございます。そのうち、起債額は国庫補助金を除きました16億円に対しまして、充当率95%でございますので約15億2,000万円でございます。まだ、事業費が未確定でございますから、あくまで現在予定をしている額でございます。

次に、市が返済する額でございますが、これは、借り入れる15億2,000万円に加えまして、償還期間の15年間の借入れ利子分、まだこちら未確定であります。こちらを合わせまして返済をしていくということになります。

次に、⑦の合併特例債の市の返済額を含めて工事総額に要する市の負担額は幾らかとの御質問でございますけれども、工事総額に要する市の負担額としましては、まず、工事総額から先ほど言いました国庫補助金等の特定財源を除いた金額、つまり、補助や起債の対象とならない経費に加えまして、先ほど申しました市債と利子の償還額が市の負担額となっております。ここで、起債として借り入れる合併特例債の返済額のうち、70%分につきましては、地方交付税の基準財政需要額に参入されますので、残る30%相当額が市の負担額になるというのが制度上の基本的な捉え方でございます。ただ、地方交付税につきましては、自治体が全国標準的な行政事務を執り行うための経費としまして、様々な行政分野に関し、幾つもの補正計数を用いて基準財政需要額というものを算出します。合併特例債につきましてもその各年度の償還額、元利償還額も非常に多くの項目の中の1項目にな

ってございます。そこから市が本来税収等で自ら賄うべき基準財政収入額が差引かれまして、不足額分のみが交付税として交付をされるという、そういう制度でございます。本年度を例に取りますと、本市の基準財政需要額約158億円に対しまして、本来市が賄うべきとされる基準財政収入額が95億円でございます、それが割り落とされて交付はされているということでございます。

それから、各年度の国の交付税総額によりまして、実際の配分額も変動することになってございまして、このような性格があるものですから、個々の事業に対する地方交付税額の実際の収入額ということは、残念ながら算出することができません。理論上70%が措置をされるということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 複雑な国の制度の中で算出がなかなか難しいという御答弁がありました、2回目の質問ということで。なかなか全容がよく分からないのですよね。それで、最低幾らか最低幾らか市が負担する額は、これ以上は負担して、上限はこの程度だという市の負担額の幅を含めた算出というのではないのでしょうか。

○議長（飯田正憲君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） まず、確実に市の負担がありますのは、補助対象とならない経費、先ほどの工事費の分でいいますと、8,000万円相当が一財でありますけれども、それに交付税の合併特例債の対象とならない事業費の5%分は、まず確実に市の負担となります。それ以外の部分70%参入されますが、それについては、例えば本年度の例を取りますと、基準財政需要額に対して、市が賄うべきとされる基準財政収入額の割合は6割程度ありますので、実際に交付税は4割全ての経費を算出して、どこに割り振るということは決まっております。一般財源として普通交付税が収入されますので、4割ということですので、実際にその額が幾らかというのは大変申し訳ございません、差し控えさせていただきたいと思えます。ただ、理論上は、発行した元利償還額に対して3割分は措置されるという考え方でございます。7割が参入されますので、3割分が負担になるということでございます。

○議長（飯田正憲君） 石井 栄君。

○10番（石井 栄君） なかなか数字としてここで発表することが難しいということですが、分からないものはそれ以上言えないので仕方がないなと思えますけれども、これからは要望になってまずいのかな。逐次分かり次第報告をお願いします。

以上です。

○議長（飯田正憲君） 以上で、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第60号ないし議案第74号については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

## 散会の宣告

○議長（飯田正憲君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、9月14日月曜日午前10時に開会いたします。

なお、この後、決算特別委員会を開きますので、関係者の方は直ちに会議室3の1・2に御参集願います。

さらに、決算特別委員会終了後、議会運営委員会を開きますので、関係者の方々は同じく会議室3の1・2に御参集お願いいたします。

本日は御苦労さまでございました。

午前10時27分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長      飯 田 正 憲

署 名 議 員      内 桶 克 之

署 名 議 員      田 村 幸 子